

## 本巢市公共下水道施設の自費工事に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この規程は、下水道事業による公共下水道処理施設の整備が完了した地区において、当該公共下水道処理施設を利用するために行う自費工事の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「自費工事」とは、公共下水道処理施設を利用するために市以外の者が汚水管等の公共下水道排水施設を公道等に自費で設置する工事をいう。

2 この規程において「公共下水道排水施設」とは、本管、公共汚水ます及び取付管をいい、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本管 汚水を排除するために公道等に埋設する管渠（マンホールを含む。）で、市が管理するものをいう。
- (2) 公共汚水ます 排水設備から排除される汚水を受けるますで、市が管理するものをいう。
- (3) 取付管 公共汚水ますから本管に接続する排水管で、市が管理するものをいう。

### (自費工事の承認要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、自費工事を承認するものとする。

- (1) 設置しようとする公共下水道排水施設の計画汚水排出量が公共下水道排水処理施設の処理能力に支障を及ぼさないこと。
- (2) 設置しようとする公共下水道排水施設を自然流下方式により公共下水道排水処理施設に接続することができること。
- (3) 本管工事の施工は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する土木一式工事について、同法第3条の許可を受け、本巢市建設工事競争入札参加資格者名簿の土木一式での登録業者であること。
- (4) 取付管工事の施工は、前号に規定する登録業者又は本巢市排水設備指定工務店が行うこと。
- (5) 自費工事の完成後、市への帰属を承諾すること。
- (6) 設置しようとする公共下水道排水施設が施設管理上の支障とならないこと。
- (7) 下水道施設計画・設計指針に基づく管路施設設置基準を満たすこと。
- (8) 住宅建築に都市計画法第29条及び第43条の許可が必要な区域においては許可を得ていること。
- (9) その他市長が自費工事を認めること。

### (自費工事の承認申請)

第4条 市長は、自費工事を希望する者に対し、必要な書類を添付の上、公共下水

道排水施設自費工事承認申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、自費工事の承認又は不承認を決定し、承認を決定したときは、公共下水道排水施設自費工事承認決定通知書（様式第2号）、不承認を決定したときは公共下水道排水施設自費工事不承認決定通知書（様式第3号）により、公共下水道排水施設自費工事承認申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による通知をしたときは、自費工事の承認を決定した申請者に対して、自費工事の施行に必要な道路占用許可の申請等を行うよう指導するものとする。

（工事着手届の提出及び材料承認）

第5条 自費工事の承認の決定を受けた申請者（以下「自費工事の施行者」という。）は、自費工事の施行に必要な許可等を受け、自費工事に着手しようとするときは、市長に工事着手届（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 工事着手届の提出に先立ち、使用材料を明らかにした材料承認願いを提出し、確認を受けるものとする。

（関係法令等の遵守）

第6条 自費工事の施行者は、施工及び管理等に当たり、市担当職員と協議するとともに、岐阜県建設工事共通仕様書を遵守しなければならない。

（工事の変更）

第7条 自費工事の施行者は、第4条第2項の承認を受けた工事内容を変更しようとするときは、公共下水道排水施設自費工事変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の申請書を受理したときは、その内容を調査し相当と認めるときは、公共下水道排水施設自費工事変更承認決定通知書（様式第6号）を自費工事の施工者に通知するものとする。

（工事中の措置）

第8条 自費工事の施行者は、工事に関して関係機関への手続及び周辺住民への周知を図り、当該工事に係る苦情等があったときは、速やかに対応し、その解決を行うものとする。

- 2 自費工事の施行者は、工事に伴い段階的に市長が指示する検査を市長が指定した検査員により受けなければならない。
- 3 前項の規定により市長の指定を受けた検査員は、速やかに当該自費工事の検査を行い、検査の結果を市長に報告しなければならない。

（自費工事の完成）

第9条 自費工事の施行者は、工事が完成したときは、工事完成届（様式第7号）を市長に提出し、市長が指定する検査員により検査を受けるものとする。

- 2 前項の規定により市長の指定を受けた検査員は、速やかに当該自費工事の完成検査を行い、完成検査の結果を市長に報告しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による報告があったときは、検査の結果を公共下水道排水施設自費工事検査結果通知書（様式第8号）により自費工事の施行者に通知するものとする。
- 4 検査結果通知書をもって、自費工事により完成した施設が市に帰属したものとす。
- 5 自費工事の施行者は、施設に瑕疵が生じた場合は、市への帰属後2年間は補修等を行わなければならない  
（承認の取消し等）

第10条 市長は、自費工事の施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認の取消し又は条件を変更することができる。この場合において、自費工事の施行者に損害が生じて市長はその賠償の責めを追わないものとする。

- (1) 承認の内容又は条件に違反したとき。
- (2) 市長が適当でないと認める行為をしたとき。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。